



府食第445号  
平成29年6月20日

農林水産大臣  
山本 有二 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



### 食品健康影響評価について（回答）

平成29年6月13日付け29消安第1402号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、以下のとおり回答します。

### 記

今回意見を求められた、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の（112）サリノマイシンナトリウムのサリノマイシンナトリウム（その2）の「ア 製造用原体（その1）」の「（ア）成分規格」及び「（イ）製造の方法の基準」について、軽質無水ケイ酸の他にケイ酸及び無水ケイ酸を使用できるようにするとともに、それらの添加上限を変更し、成分規格のうち強熱残分及び粗脂肪の値を変更することについては、ケイ酸及び無水ケイ酸は軽質無水ケイ酸と同様に、同表「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」（6）において賦形物質等として掲げられている物質であり、これまで飼料として使用され、人の健康に及ぼす悪影響は確認されていないこと、製造の方法の基準における添加上限を変更したとしても、飼料に移行する量を試算するとごく微量であり、同省令上も賦形物質等の上限は設定されていないこと等から、本改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。